

売 買 契 約 書

駒ヶ根市（以下「売出人」という。）と●● ●●（以下「買受人」という。）とは、物品（旧第5分団1号 消防車両）の売買について、次の条項により契約を締結する。

（売買物品）

第1条 売買物品は、次のとおりとする。

品 名	数 量	車名・車台番号・型式・仕様等
消防団車両	1台	トヨタ・HZJ790001122・KG-HZJ79・消防車

（売買代金）

第2条 売買代金は、金●, ●●●, ●●●円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●●●, ●●●円）とする。

（契約保証金）

第3条 買受人は、本契約締結と同時に、契約保証金として、金●●●, ●●●円を売出人に納入しなければならない。

- 前項の契約保証金は第11条に定める損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。
- 第1項の契約保証金には、利息を付さない。
- 売出人は、買受人が次条第1項に定める義務を履行したときは、遅滞なく第1項の契約保証金を買受人に還付するものとする。ただし、買受人は、同項の契約保証金を売買代金の一部に充当することを、売出人に事前に申し出ることができる。この場合、売出人は、同項の契約保証金を次条第2項の定めにより処理する。
- 売出人は、買受人が次条第1項に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

（代金の支払）

第4条 買受人は、売買代金を、売出人の発行する納入通知書により令和8年●月●●日までに売出人に支払わなければならない。

- 売出人は、買受人が前条第1項に定める契約保証金を売買代金の一部に充当するよう売出人に申し出て、かつ、第3条に定める売買代金から前条第1項に定める契約保証金の額を控除した額について、前項に定める義務を履行したときは、同項の契約保証金を売買代金に充当する。

（売買物品の引渡し）

第5条 売出人は、買受人が売買代金を支払った日から7日以内で売出人と買受人の両者が協議して定める日に当該物品を買受人に引き渡し、買受人は当該物品の受領書を売出人に提出しなければならない。

- 当該物品の引き渡しの場所は駒ヶ根市役所とし、引き渡し場所からの車両の輸送は買受人の責任及び費用負担により行うものとする。

(危険負担)

第6条 買受人は、この契約締結の時から売買物品の引渡しの時までの間において当該物品が売払人の責めに帰することのできない理由により滅失又は毀損した場合は、売払人に対して売買代金の減免を請求することができないものとする。

(契約不適合責任)

第7条 売払人は、売買物件を現状有姿で買受人に引き渡すものとし、買受人は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。ただし、本契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、売払人は、売買物件の引渡しの日から2年間に限り、民法（明治29年法律第89号）第541条、第542条及び第562条に規定する契約不適合責任を負うものとする。

(契約の解除)

第8条 売払人は、買受人がこの契約に定める義務を履行しないときは、契約を解除することができる。

(返還金等)

第9条 売払人は、前条の規定により解除権を行使した場合は、買受人が支払った売買代金を返還するものとする。この場合の当該返還金には、利息を付さない。

2 売払人は、前条の規定により解除権を行使した場合は、買受人が負担した契約に係る費用、売買物品に支出した必要経費、有益費その他一切の費用は賠償しない。

(原状回復義務等)

第10条 買受人は、売払人が第8条の規定により解除権を行使したときは、売払人の指定する期日までに売買物品を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売払人が売買物品を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還させることができる。

2 買受人は、前項ただし書の場合において、売買物品が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を売払人に支払わなければならない。

(損害賠償)

第11条 買受人は、この契約に定める義務を履行しないため売払人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として売払人に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第12条 売払人は、第9条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、買受人が第10条第2項及び前条に定める損害賠償金を支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺することができる。

(契約の費用)

第13条 この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、買受人の負担とする。

(その他)

第14条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度売払人と買受人が協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、売払人及び買受人記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 8年 ●月●●日

売払人

買受人